

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月一日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

奈良県人事委員会規則第五号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の見出し中「規定に基づく勤務時間の割振りの基準等」を「適用除外職員」に改める。

第一条の三に見出しとして「（勤務時間条例第四条第三項の規定による勤務時間の割振り等の基準等）」を付し、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

任命権者は、勤務時間の割振り等（勤務時間条例第四条第三項の規定による勤務時間を割り振らない日（同項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。第三条第二項を除き、以下同じ。）の設定又は勤務時間の割振りをいう。以下この条から第一条の六までにおいて同じ。）を行う場合には、勤務時間条例第四条第三項に規定する申告（次条第一号及び第四条を除き、以下「申告」という。）を考慮しつつ、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振り等を行うことにより公務の運営に支障が生ずると認めるときは、別に人事委員会の定めるところにより、当該申告と異なる勤務時間の割振り等を行うことができるものとする。

第一条の三第一項第三号中「は午前七時」を「午前五時」に、「終業の時刻は」を「終業の時刻を」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「除き」を「除いて連続するように」に、「五時間は」を「時間帯に」に、「共通する勤務時間とする」を「共通して勤務時間を割り振る」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「六時間」を「二時間」に改め、同号ただし書を削り、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 前二号の規定にかかわらず、休日（勤務時間条例第十条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日をいう。以下同じ。）その他人事委員会の定める日については、七時間四十五分（地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）にあつては、

当該定年前再任用短時間勤務職員等の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における勤務時間条例第四条第一項の規定による週休日（同項に規定する週休日をいう。以下同じ。）以外の日の日数で除して得た時間）の勤務時間を割り振ること。

第一条の三第一項に第一号として次の一号を加える。

一 第一条の六第一項に規定する単位期間（以下この号及び第三号において「単位期間」という。）をその初日から一週間ごとに区分した各期間（単位期間が一週間である場合にあっては、単位期間）につき一日を限度として、勤務時間を割り振らない日を設けることができること。

第一条の三第二項中「に基づく」を「による」に、「第一項第一号本文及び第二号に定める」を「前項第二号及び第四号に掲げる」に改める。

第一条の三第三項中「に基づく」を「による」に、「第一項第二号に定める」を「第一項第四号に掲げる」に改める。

第一条の三に次の二項を加える。

4 第一条の六第一項第二号に規定する育児介護等職員に係る勤務時間条例第四条第三項の規定による勤務時間の割振りについては、任命権者の定めるところにより、第一項第四号に掲げる基準によらないことができるものとする。

5 任命権者は、第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる基準によらないことが、公務の能率の向上に資し、かつ、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないと認める場合には、人事委員会と協議して、当該基準について別段の定めをすることができる。この場合において、当該別段の定めが人事委員会が定める基準に適合するものであるときは、当該人事委員会との協議を要しないものとする。

第一条の四から第一条の六までを次のように改める。

（勤務時間条例第四条第三項の規定による勤務時間の割振り等の変更）

第一条の四 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、勤務時間の割振り等を変更することができる。

一 勤務時間条例第四条第三項に規定する申告及び第四条第三項に規定する休憩時間の申告があつた場合において、これらの申告どおりに変更するとき。

二 勤務時間の割振り等を行った後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り等の変更を行わなければ公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に人事委

員会の定めるところにより変更するとき。

(勤務時間条例第四条第三項の規定による勤務時間の割振り等の申告)

第一条の五 申告は、第一条の三に定める基準に適合するように、希望する勤務時間を割り振らない日並びに始業及び終業の時刻並びに次条第一項各号のいずれに該当する職員として申告をするかを明らかにしてしなければならない。

(単位期間等)

第一条の六 勤務時間条例第四条第三項の人事委員会規則で定める期間(第三項において「単位期間」という。)は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 四週間(四週間では適正に勤務時間の割振り等を行うことができない場合として人事委員会の定める場合にあつては、人事委員会の定めるところにより、一週間、二週間又は三週間)

二 次のいずれかに該当する職員(以下この条において「育児介護等職員」という。)
(一)であつて、当該職員として申告をしたもの 一週間、二週間、三週間又は四週間
のうち職員が選択する期間

ア 十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子(勤務時間条例第九条の三第一項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)を
養育する職員

イ 勤務時間条例第九条の三第四項に規定する要介護者(第十五条の二第二項及び別表第二第二十項において「要介護者」という。)を介護する職員
ウ ア又はイに掲げる職員のほか、これらの職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会が定める職員

2 任命権者は、育児介護等職員として申告をした職員について、育児介護等職員に該当する事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出等を求めることができる。

3 育児介護等職員として申告をして勤務時間の割振り等を行われた職員は、育児介護等職員に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に報告しなければならない。この場合において、当該勤務時間の割振り等に係る単位期間の末日までの間、引き続き、その該当しないこととなった直前の当該単位期間に係る勤務時間の割振り等によることができるものとする。

第一条の七から第一条の十までを削る。

第二条の見出し中「基準」を「基準等」に改め、同条第一項中「第六条」を「第六条第一項」に改める。

第三条第一項中「第六条」を「第六条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び次項第三号において同じ。）」に、「同条」を「同条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 任命権者は、週休日の振替等（次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）を行う場合には、週休日の振替等を行った後において、週休日又は勤務時間を割り振らない日（勤務時間条例第四条第三項及び勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。）が毎四週間につき四日以上となるようにし、かつ、勤務日等（勤務時間条例第九条の第二項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）が引き続き二十四日を超えないようにしなければならない。

一 週休日の振替（勤務時間条例第六条第一項の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）

二 勤務時間を割り振らない日の振替（勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づき勤務日を勤務時間を割り振らない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）

三 四時間の勤務時間の割振り変更（勤務時間条例第六条第一項の規定に基づき勤務日（四時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。次項において同じ。）

第四条第二項中「次に掲げる職員について、職務の特殊性又は当該公署の特殊性の必要があると任命権者が認める場合は」を「任命権者は、次に掲げる職員について」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第五号に掲げる職員以外の職員にあつては、勤務時間条例第七条第二項第一号又は第二号に該当すると任命権者が認める場合に限る。

第四条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 勤務時間条例第四条第三項の規定により勤務時間を割り振る職員

第四条に次の一項を加える。

3 任命権者は、勤務時間条例第四条第三項の規定により勤務時間を割り振る場合には、職員からの休憩時間の申告を考慮して休憩時間を置くものとする。この場合において、当該申告どおりに休憩時間を置くことにより公務の運営に支障が生ずると認めるときは、別に人事委員会の定めるところにより、当該申告と異なる休憩時間を置くことができるものとする。

第六条第二項中「割り振り、若しくは同条第四項の規定により週休日を設け、及び」を「割り振らない日を設け、若しくは」に改める。

第六条の二中「第一条の三、第一条の四、第一条の六から第一条の十まで」を「第一条の三から第一条の五まで、第一条の六（第一項第一号を除く。）」に改める。

第九条の四第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「に規定する」を「の当該子を養育することができるものとして」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

勤務時間条例第九条の三第一項のその他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第九条の六第二項中「第九条の四第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 勤務時間条例第九条の三第四項のその他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者（第二号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）とする。

一 祖父母、孫及び兄弟姉妹

二 職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

別表第三において同じ。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事

委員会が定めるもの

第十六条中「第二条第一項」を「第一条の三第一項から第三項まで、第二条」に改め、「週休日」の下に「勤務時間を割り振らない日」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号。以下この項において「勤務時間条例」という。）第四条第三項の規定により勤務時間を割り振ろうとする場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）又は勤務時間条例第四条第四項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振ろうとする場合（この規則による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第一条の五の規定により職員が選択する期間（以下この項において「選択単位期間」という。）が一週間である場合を除く。）において、単位期間（勤務時間条例第四条第三項に規定する単位期間をいう。以下同じ。）の初日としようとする日から起算して四週間（選択単位期間が二週間又は三週間である場合にあつては、それぞれ二週間又は三週間）を経過する日が、施行日以後に到来するときは、同規則第一条の五の規定にかかわらず、当該単位期間の末日を施行日の前日以前とするために必要な限度において、当該単位期間を一週間、二週間又は三週間とすることができる。